

会議録

会議の名称	令和2年度第1回所沢市情報公開・個人情報保護審議会(書面会議)
開催日時	(市から委員に意見等を求めた日) 令和3年1月18日(月) (書面会議が終了した日) 令和3年2月24日(水)
開催場所	書面会議のため開催場所はありません。
出席者の氏名	(書面会議に参加した委員) 千草孝雄(会長)、浅木尚美、 小熊良介、 長田悦子、 小澤峰子、 近藤宏一、 田口義明、 藤本浩志
欠席者の氏名	
説明者の職・氏名	
議題	(1)民生委員への住民基本台帳情報の外部提供について(諮問第79号) (2)公用車ドライブレコーダーに関する個人情報取扱基準について(諮問第80号) (3)所沢市観光情報・物産館駐車場システムのカメラによる個人情報の収集について (諮問第81号) (4)社会保障・税番号制度における特定個人情報保護評価にかかる全項目評価書の 第三者点検について(諮問第82号) (5)報告事項
会議資料	資料No.1 諮問書及び添付資料(諮問第79号) 資料No.2 諮問書及び添付資料(諮問第80号) 資料No.3 諮問書及び添付資料(諮問第81号) 資料No.4 諮問書及び添付資料(諮問第82号) 資料No.5-1 個人情報取扱事務届出書等の届出状況 資料No.5-2 オンライン結合に関する報告 資料No.5-3 防犯カメラの設置に関する報告 資料No.5-4 公文書公開請求に対する存否応答拒否事案の発生について 質問・回答一覧 意見一覧 答申書案(答申第79号~82号)
担当部課名	市民部市民相談担当参事 高橋 国弘 市民部市民相談課市政情報センター所長 田中 栄治 市民部市民相談課市政情報センター主査 岡崎 晋二郎 電話 04(2998)9206

様式第2号

発言者	審議の内容(審議経過・決定事項等)
	<p>※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、書面による会議を開催したことから、本紙をもって会議録の代わりとする。</p>
	<p>(委員の解嘱及び委嘱) 令和2年12月31日付けで保崎則雄委員が解嘱となり、後任として令和3年1月1日付けで藤本浩志委員を委嘱した。</p>
	<p>(開催方法、会議の公開の決定) 開催方法は書面会議とすること、会議は公開とすることについて、事務局が会長及び各委員に確認した。</p>
	<p>議事(1) 民生委員への住民基本台帳情報の外部提供について(諮問第79号)</p>
	<p>【資料No.1:諮問第79号の概要】 民生委員・児童委員活動支援事務は、民生委員・児童委員(以下「民生委員」という。)が行っていた要援護高齢者調査の終了に伴い、市から民生委員への住民情報の提供が少なくなる中で、民生委員の相談体制の継続を図り、引き続き民生委員の地域活動を支援することを目的に、住民基本台帳情報を記載した名簿を提供するものである。民生委員には職務遂行上の秘密を守る義務があり、市が名簿の管理等に関する研修会を実施する等の個人情報保護措置を講じる。当該事務により、民生委員に個人情報を外部提供することについて、所沢市個人情報保護条例(以下「条例」)第7条2項第4号の規定に基づき諮問を行った。</p>
	<p>【質疑応答】 諮問第79号について、以下のとおり質疑応答があった。</p>
近藤委員	<p>要援護高齢者調査では、調査対象者の基礎情報の提供が行われていたようであるが、これも審議会の意見を聴取した上で行われていたのか。</p>
事務局	<p>そのとおりである。(平成14年12月2日答申第14号)</p>
近藤委員	<p>要援護高齢者調査はなぜ終了したのか。</p>
地域福祉センター	<p>調査を所管していた高齢者支援課によると、平成12年度に始まった介護保険制度により、認知症や寝たきりの高齢者に適切な介護サービスが提供されるとともに、地域包括支援センター(包括)が高齢者の総合相談機関としての機能が充実してきたこと、及び「健やか生活アンケート」の実施等により、認知症等の実態把握を行うことができることから、事業を終了したとのことである。</p>
近藤委員	<p>要援護高齢者調査終了時に、住民支援の実施のための代替策は、どのようなものが考えられていたのか(本審議会への諮問が代替策と考えられていたのか、それ以外の代替策が考えられていたのか)。</p>

発言者	審議の内容(審議経過・決定事項等)
地域福祉センター	要援護高齢者調査終了による代替案としてではなく、これまでの民生委員活動が当該調査主体となっていたことを見直す必要を感じ、民生委員・児童委員連合会と高齢者支援課と協議を重ねてきた。これにより調査にとらわれず、主体的な委員活動を行うために必要と考えられる対象者名簿の提供を柱とした本事業を立ち上げる運びとなったものである。
近藤委員	住民支援における個人情報の問題は、どの市町村でも抱える問題であると思われるが、近隣の市町村ではどのような対応をしているか。
地域福祉センター	自治体により提供する個人情報の内容は様々だが、川崎市、狭山市、日高市、飯能市、富士見市においては、民生委員に対して、例えば要介護度やかかりつけ医などの個人情報が記載された台帳の閲覧や名簿の配付による住民情報の提供を行っている。所沢市では、氏名、住所、年齢といった住民基本台帳の情報については地域福祉センターが提供し、生活保護の有無、災害時の要援護者及び世帯情報等は、従来どおり各担当課から情報の提供を行うものである。
小澤委員	民生委員に渡された名簿は次年度に回収されるとあるが、回収の確認はどのようにしているのか。
地域福祉センター	回収方法・確認は以下のとおりである。 ① 年1回、名簿を作成し民生委員へ配付する。 ② 配付の際、地区会長へ前年度名簿の回収・とりまとめを依頼する。 ③ 地区会長がチェックリストにより漏れなく回収し、地域福祉センターへ返却する。 ④ 回収に不足がないか地域福祉センターが確認する。
	【意見】 諮問第79号について、以下のとおり意見があった。
小澤委員	民生委員に渡された名簿は次年度に回収されるとあるが、未回収のおそれがないか、心配である。
田口委員	(答申への反映を希望する意見) 民生委員による高齢者の見守り・訪問活動は、高齢化が急速に進む今日、地域社会の福祉を増進する上で極めて重要な業務であり、これを効果的に実施するためには、住民基本台帳に記載されている個人情報の提供は不可欠であり、個人情報の有効な活用である。 民生委員に提供される名簿に関しては、必要な管理措置等も適切に講じられていると認められるので、本件における個人情報の提供等は必要かつ適切と考える。 民生委員に提供される名簿情報が決して外部に漏洩したりすることのないよう、個人情報取扱マニュアルを速やかに再整備するとともに、その安全管理措置等に関し、各民生委員等に対し十分な周知・指導等の徹底を図られたい。
浅木委員	地域の見守りとして日本の社会福祉を支えてくださっている民生委員も時代に合わせ活動の見直しも必要かと思う。今回の名簿の開示は認める方向でお願いしたい。
近藤委員	情報提供の必要性は認められ、民生委員は守秘義務を負っていることから相当性が認められるものとする。ただ、情報の管理はとても重要なことなので、(既に行われているものと思うが)民生委員の方々への研修等の実施をお願いしたいと思う。

発言者	審議の内容(審議経過・決定事項等)
藤本委員	民生委員への情報提供の制度の主旨や目的から考えて情報提供は全く問題無いと考える。むしろその制度を効果的に運用するという観点から、情報が適切な形態で民生委員に提供されているかの方が気になった。ただしこの点は、本審議会マターではなくて、情報提供の制度のありようへのコメントと言えるが。
長田委員	特に孤立しがちな高齢者世帯に対する必要な支援は重要であり、訪問する前に世帯の情報を入手する必要がある。
	<p>【承認】</p> <p>諮問第79号について、以下のとおり承認された。</p> <p>承認：浅木委員、小熊委員、長田委員、小澤委員、近藤委員、田口委員、藤本委員</p> <p>否認：なし</p>
	<p>【答申書案の確認】</p> <p>会長が委員の意見を取りまとめ、答申書案を作成した。</p> <p>答申書案に対し、委員からの修正意見はなかった。</p>
	<p>【答申書の確定】</p> <p>各委員の確認により答申書を確定した。</p>
	議事(2) 公用車ドライブレコーダーに関する個人情報取扱基準について(諮問第80号)
	<p>【資料No.2:諮問第80号の概要】</p> <p>公用車の安全運行及び事故防止並びに適切な事故処理に資することを目的に、公用車にドライブレコーダーを設置し、運用する。記録された画像等には個人情報が含まれることから、当該個人情報の収集及び外部提供に係る適正な運用を図るため、個人情報の取扱基準を設けることについて、条例第5条第3項第5号及び第7条第2項第4号の規定に基づき諮問を行った。</p>
	<p>【質疑応答】</p> <p>諮問第80号について、以下のとおり質疑応答があった。</p>
近藤委員	記録媒体そのものが劣化し交換時期が来たときに古い記録媒体をどのように取り扱うか。その記載があっても良いのではないか。
市民相談課	ドライブレコーダーの記録媒体に限らず、「記録媒体の廃棄」については、所沢市情報セキュリティポリシー関係規程である「可搬媒体利用手順」において、「物理的破壊又はデータ消去ソフト等を利用して情報資産(≒データ)を消去し、情報を復元できないように処置した上で廃棄をする」こととしている。別途規定が整備されているため、本基準については原案条文のまま問題ないとする。
近藤委員	第6条について、(1)と(2)はどのような趣旨で分けているのか。(1)が受動的な場合、(2)が能動的な場合か。
市民相談課	ご指摘のとおりである。(1)は保険会社等から求められた場合、(2)は市が主体的に捜査機関に告訴等を行う場合を想定している。

発言者	審議の内容(審議経過・決定事項等)
近藤委員	第6条について、警察から書面でデータの提供依頼があった場合は、取扱基準第6条ではなく、条例第7条第2項2号での対応となるという理解で良いか。
市民相談課	<p>ドライブレコーダー上の個人情報に限らず、警察からの刑事訴訟法の規定に基づく照会に対して個人情報を提供することは、過去に審議会に認めていただいた経緯があるため(平成14年3月27日答申第7号)、条例第7条第2項4号での対応となる。</p> <p>なお、刑事訴訟法に基づく照会への回答は任意であり、本市条例の運用ルールで同2号は義務規定でなければ適用しないこととしているため、上記のとおり整理している。</p>
近藤委員	第6条(1)について、「事故、事件又はトラブル等」には、公用車が関与していない事故、事件も含まれるという理解で良いか。例えば、公用車が関与していない事故について公用車のドライブレコーダーで事故状況を明らかにしたいので協力して欲しいと保険会社から依頼があった場合はどうか。
市民相談課	<p>(1)及び(2)の「事故、事件又はトラブル等」は公用車が関与していない事故も含まれる。特に捜査機関に対しては、偶然記録された他者同士の事故等の画像等を提供することが想定されている。</p> <p>ご質問いただいた「第三者の保険会社から提供を依頼される」ケースは、公用車を管理している自動車管理事務所に確認したところ、起こりえないと考えているとのことであった。</p>
近藤委員	第6条(1)について、保険会社等の等には、どの程度まで含まれるのか。公用車側で加入する保険会社や事故の相手方の保険会社は含まれると思うが、事故の相手方本人が文書により提供依頼をしてきた場合はどうか。
市民相談課	「保険会社等」では、保険会社の他、市が加入している公益社団法人全国市有物件災害共済会などの団体を想定している。なお、事故の相手方から画像等を求められる場合は、個人情報開示請求の手続きを取っていただくことが考えられる。
近藤委員	第6条(2)について、告訴等の等には、何が含まれるのか。
市民相談課	「告訴等」では、告訴の他、告発や被害届の提出を想定している。
近藤委員	第6条(2)について、告訴等を行う主体は誰か。
市民相談課	告訴等を行う主体は市である。運転者である職員が、ドライブレコーダーの画像等を利用して個人的に告訴等を行うことは想定していない。
近藤委員	第6条(2)について、公用車の運転者が捜査機関に被害届を提出して被害申告をする場合、ドライブレコーダーのデータは、運転者に渡して運転者が捜査機関に提出するのか、それとも市が直接捜査機関に提出するのか。
市民相談課	市が直接捜査機関に提出する。なお、仮に市が保有するドライブレコーダーの画像等を運転者である職員個人に提供しようとする場合、個人情報の外部提供に該当するため、別途審議会に諮問する必要があると考えられる。
田口委員	本件取扱基準施行後において、市役所全体としてドライブレコーダーによる画像等の利用提供状況や、その取扱いが基準に照らして適切に運用されているかどうか等に関し、市政情報センターなど然るべき部署において、定期的にチェック・確認等をする必要があるのではないか。

発言者	審議の内容(審議経過・決定事項等)
市民相談課	<p>ドライブレコーダーの画像等に限らず、市が保有する個人情報の取扱いについては、条例第9条において、個人情報保護管理者(各課の課長等)の責任の下で適正な維持管理を行うこととされている。こうした管理体制の中で、ドライブレコーダーの画像等に限って市政情報センターで定期的にチェックすることは想定していない。</p> <p>なお、ドライブレコーダーの利用状況については、個人情報取扱事務届出書および個人情報目的外利用等届出書により、既存の管理体制の中で、一定の管理と、本審議会によるチェックが可能であると考え。</p>
小熊委員	<p>これからドライブレコーダーに関する取扱基準を定めようとしているが、既に180台の公用車でドライブレコーダーを運用していることは、条例上の問題はないのか。</p>
市民相談課	<p>このたびの基準作成にあたり実態調査をしたところ、個人の権利を侵害するような不当な収集・提供はなく、これまでの運用は条例の趣旨に反するものではないと考える。しかしながら、手続きとしては委員ご指摘のとおりであり、本来ならば運用開始前に基準を整備し、審議会に認めていただくべきであった。県内他市でドライブレコーダーに関する諮問の動きがあり、このたび本市でも諮問させていただくこととした。</p>
	<p>【意見】 諮問第80号について、以下のとおり意見があった。</p>
田口委員	<p>(答申への反映を希望する意見)</p> <p>本件個人情報取扱基準は、条例に照らして適切に規定されていると考える。取扱基準第3条から第7条に規定する個人情報保護措置の内容も基本的に妥当と考える。</p>
浅木委員	<p>昨今のニュースでもドライブレコーダーの有無で、事故後の処理に相違が出ている。未設定の公用車も多いようなので、設置を認める。</p>
近藤委員	<p>(答申への反映を希望する意見)</p> <p>第三者提供を例外的に認める場合の規定であるので、「保険会社等」は、「保険会社、共済会等の団体」等と、もう少し具体的に記載すべきものとする。</p> <p>同様の理由から「告訴等」は「告訴、告発、被害届の提出」等と、もう少し具体的に記載すべきものとする。</p> <p>告訴等を行う主体が市であるとのことなので、「市が捜査機関に告訴、告発、被害届の提出を行う場合」等と、主体を明記すべきとする。</p>
藤本委員	<p>情報収集や記録の目的を踏まえると、情報活用に関する問題は無いと考える。</p>
長田委員	<p>(答申への反映を希望する意見)</p> <p>「事故等の証拠として捜査機関や保険会社等に提供する。」この点について、外部提供は目的外使用であるから当然に提供するものではない。よって基準(案)第6条(1)及び(2)により提供する場合は、その必要性を十分に検討すること。</p>
	<p>【承認】 諮問第80号について、以下のとおり承認された。</p> <p>承認：浅木委員、小熊委員、長田委員、小澤委員、近藤委員、田口委員、藤本委員 否認：なし</p>

発言者	審議の内容(審議経過・決定事項等)
	<p>【 答申書案の確認 】</p> <p>会長が委員の意見を取りまとめ、答申書案を作成した。</p> <p>答申書案に対し、委員からの修正意見はなかった。</p>
	<p>【 答申書の確定 】</p> <p>各委員の確認により答申書を確定した。</p>
	<p>議事(3) 所沢市観光情報・物産館駐車場システムのカメラによる個人情報の収集について (諮問第81号)</p>
	<p>【 資料No.3 : 諮問第81号の概要 】</p> <p>所沢市観光情報・物産館駐車場システムは、駐車場入口に設置したカメラで入庫車両の画像と車両ナンバーを取得し、当該情報を駐車場利用者による料金精算行為、出庫車両の照合等に利用するものである。これにより、施設利用者がスムーズに駐車料金を精算できるようになると期待される。当該システムのカメラにより個人情報を収集することについて、条例第5条第3項第5号の規定に基づき諮問を行った。</p>
	<p>【 質疑応答 】</p> <p>諮問第81号について、以下のとおり質疑応答があった。</p>
近藤委員	カメラで入庫車両の画像等を撮影することは、掲示されるのか。
商業観光課	カメラにより車両ナンバー情報を取得していることを、駐車場利用者が入庫時に視認できるよう看板を設置する。
近藤委員	撮影された画像の保存期限等はどのようになっているか。
商業観光課	本システムを管理するピットデザイン(株)に確認したところ、画像の保存期間は、撮影日から概ね2週間程度で、期間経過後にピットデザイン(株)のサーバーから削除されるとのことである。
	<p>【 意見 】</p> <p>諮問第81号について、以下のとおり意見があった。</p>
田口委員	<p>(答申への反映を希望する意見)</p> <p>本件は、駐車場の効率的運営と駐車場利用者の利便性を確保するために、当システムを導入し、取得した個人情報を適切に利用するものであると考えられることから、条例に照らして特に問題はないと考える。</p> <p>市は、当システム導入後、個人情報保護の状況を随時確認することであるが、個人情報保護の観点から何らかの問題が生じていないかどうか等に関し、実効的な形でチェックが行われるよう、その確認頻度や実施形態等につき適切な工夫を図られたい。</p>
浅木委員	ドライブレコーダーと共に、駐車場でのトラブルを避ける意味でも、必要と判断する。
藤本委員	情報収集や記録の目的を踏まえると、情報活用に関する問題は無いと考える。
長田委員	駐車料金の精算が主たる目的だと思うが、放置車両の早期発見にも効果が期待できる。
長田委員	<p>(答申への反映を希望する意見)</p> <p>車両の画像(撮る方向は限定する)及び登録番号の情報を限定すること。</p>

発言者	審議の内容(審議経過・決定事項等)
	<p>【 承認 】</p> <p>諮問第81号について、以下のとおり承認された。</p> <p>承認： 浅木委員、小熊委員、長田委員、小澤委員、近藤委員、田口委員、藤本委員</p> <p>否認： なし</p>
	<p>【 答申書案の確認 】</p> <p>会長が委員の意見を取りまとめ、答申書案を作成した。</p> <p>答申書案に対し、委員からの修正意見はなかった。</p>
	<p>【 答申書の確定 】</p> <p>各委員の確認により答申書を確定した。</p>
	<p>議事(4) 社会保障・税番号制度における特定個人情報保護評価にかかる全項目評価書の第三者点検について(諮問第82号)</p>
	<p>【 資料No.4:諮問第82号の概要 】</p> <p>予防接種事務については、市民に対して予防接種を通知し、個人番号(マイナンバー)を利用して接種履歴を管理することとなる。本諮問は、事務の対象人数の見直しにより、「予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施等に関する事務」に係る特定個人情報保護評価について、全項目評価書を実施することとなったため、所沢市情報公開・個人情報保護審議会条例第3条第1項第1号の規定に基づき、審議会による第三者点検を行うものである。</p>
	<p>【 質疑応答 】</p> <p>諮問第82号について、以下のとおり質疑応答があった。</p>
田 口 委 員	<p>資料4の全項目評価書の中で、「(別添1)事務の内容」と「(別添3)変更箇所」というページがあるが、これらは、評価書本体の表の中では、どの部分で引用しているのか。(別添2)は、本体中に引用されているが、(別添)の1と3は、本体での引用箇所が見当たらない。</p>
市 民 相 談 課	<p>「(別添1)事務の内容」は、「Ⅰ 基本情報⇒1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務⇒②事務の内容」を補足する別添資料である。「(別添3)変更箇所」は、評価書全体に係る変更履歴を記録する別添資料である。本全項目評価書は今回新規で作成されたが、今後修正等があった場合は、別添3に記載が追加される。</p>
田 口 委 員	<p>資料4の全項目評価書のあちこちに※が記されているが、これらは何を示しているのか。</p>
市 民 相 談 課	<p>※が記された項目は、当該項目の内容を変更することが「重要な変更」に該当する(軽微な変更を除く)として、国が指定する項目である。なお、全項目評価書に重要な変更を加える場合は、再度、審議会による第三者点検を受ける必要がある。</p>
	<p>【 意見 】</p> <p>諮問第82号について、以下のとおり意見があった。</p>

発言者	審議の内容(審議経過・決定事項等)
田 口 委 員	<p>(別添1)については、I 1. ②の補足ということであれば、(別添2)と同様に、当該枠のどこかに「別添1を参照。」と明記しておいたほうが分かりやすいのではないかと。(ページも少し離れているため。)</p> <p>※が「重要な変更」を意味している旨、この全項目評価書の適当な箇所に明記しておくほうがよろしいのではないかと。</p>
田 口 委 員	<p>(答申への反映を希望する意見)</p> <p>予防接種の実施という緊急かつ重要な本件事務に関し、市民の個人情報保護の観点から、包括的かつ適切に評価がなされていると考える。リスク対策の内容についても、物理的、人的、技術的の各側面から、必要な対策が講じられていると考えられる。</p>
浅 木 委 員	<p>今後、コロナの予防接種においても同様な処置が必要になると思う。今回の事項がたたき台になって、スムーズに良い方向に進めばと思う。</p>
藤 本 委 員	<p>情報収集や記録の目的を踏まえると、情報活用に関する問題は無いと考える。</p>
長 田 委 員	<p>喫緊の課題ではあるが、多方面の機関との情報交換となるため、(1)情報漏えいの防止、(2)委託先等関係機関の信頼度の調査、が求められる。</p>
	<p>【 承認 】</p> <p>諮問第82号について、以下のとおり承認された。</p> <p>承認： 浅木委員、小熊委員、長田委員、小澤委員、近藤委員、田口委員、藤本委員 否認： なし</p>
	<p>【 答申書案の確認 】</p> <p>会長が委員の意見を取りまとめ、答申書案を作成した。</p> <p>答申書案に対し、委員からの修正意見はなかった。</p>
	<p>【 答申書の確定 】</p> <p>各委員の確認により答申書を確定した。</p>
	<p>議題(5) 報告事項</p>
	<p>① 個人情報取扱事務届出書等の届出状況</p>
	<p>【 資料No.5-1 「個人情報取扱事務届出書等の届出状況」の概要 】</p> <p>条例第6条及び第7条の規定に基づく個人情報取扱事務等の届出状況を報告するもの。</p> <p>期間： 令和元年10月1日～令和2年9月30日 件数： 個人情報取扱事務届出書…178件 個人情報目的外利用等届出書…64件</p>
	<p>【 質疑応答 】</p> <p>資料No.5-1について、以下のとおり質疑応答があった。</p>

発言者	審議の内容(審議経過・決定事項等)
小 熊 委 員	個人情報取扱事務届出書の状況によると、事務開始日以降に届出が行われているケースがあるが、条例上の問題はないのか。
市 民 相 談 課	委員ご指摘のとおり、本来ならば事前に届出るべきものだが、後から届出が行われるケースが見受けられる。この点について、これまでも各部署に対し市政情報センターから働きかけているが、引き続き周知・徹底を図りたい。
	② オンライン結合に関する報告
	<p>【 資料No.5-2 「オンライン結合に関する報告」の概要 】</p> <p>条例第8条第2項の規定に基づき、オンライン結合の開始を報告するもの。</p> <p>期間 : 令和元年10月18日～令和2年12月31日</p> <p>件数 : 1件(健康づくり支援課・乳幼児健康診査事務)</p>
	<p>【 質疑応答 】</p> <p>資料No.5-2については、質疑応答はなかった。</p>
	③ 防犯カメラの設置に関する報告
	<p>【 資料No.5-3 「防犯カメラの設置に関する報告」の概要 】</p> <p>市の施設における防犯カメラの設置及び利用に関する基準第8条第1項の規定に基づき、防犯カメラの設置に関し報告するもの。</p> <p>期間 : 令和元年10月18日～令和2年12月31日</p> <p>件数 : 2件(商業観光課・狭山湖駐車場、教育施設課・若松小学校)</p>
	<p>【 質疑応答 】</p> <p>資料No.5-3について、以下のとおり質疑応答があった。</p>
近 藤 委 員	防犯カメラの画像を利用して事実確認等を行ったことがあるか。あるとした場合、個人情報取扱上の課題は出ていないか。
市 民 相 談 課	<p>今回、防犯カメラ設置の報告を行った実施機関に確認したところ、設置済の施設において、防犯カメラの画像を利用して事実確認等を行ったことはないとのことであった。</p> <p>また、事実確認等を行う場合の個人情報取扱上の課題については、画像データの保管・複製・廃棄や、警察等への提供を適切に行うこと等が想定されるが、現時点では所管課からの相談・報告等はなく、いずれも適切に行われているものとする。</p>
	④ 公文書公開請求に対する存否応答拒否事案の報告

発言者	審議の内容(審議経過・決定事項等)
	<p>【 資料No.5-4 「公文書公開請求に対する存否応答拒否事案の発生について」の概要】 所沢市情報公開条例に基づく公文書公開請求に対し、対象公文書が存在しているか否かを答えるだけで非公開情報を公開することとなる場合は、当該公文書の存否を明らかにしないで請求を拒否することができる。存否応答拒否をする場合、公文書公開請求に対する応答の例外であるため、必要にして十分な拒否理由の提示をするとともに、所沢市情報公開・個人情報保護審議会に事後報告する運用としている。</p>
	<p>【 質疑応答 】 資料No.5-4について、以下のとおり質疑応答があった。</p>
田 口 委 員	資料5-4の下から4～3行目に、「所沢市個人情報保護条例第7条第2号」とあるが、これは、「所沢市情報公開条例第7条第2号」ではないか。
市 民 相 談 課	ご指摘のとおり、記載誤りである。
	以上